

た、障害等級の2級に該当する場合
には月額4万円が支給されます。

これらの支給額は法律で定められ
た支給額で、実際には、平成16年の
物価指数を基準にして毎年度物価の
変動に応じて改定されます。平成23
年度の場合には、1級の障害基礎年
金の障害の程度に該当する場合は月
額49,650円、2級の障害基礎
年金の障害の程度に該当する場合は
月額39,720円となっています。

特別障害給付金の支給の制限
特別障害給付金では、支給の制限
が行われる場合があります。

①本人の所得が一定額以上であると
きは、支給額の全部または半分の
額が支給停止されます。この扱
いは、20歳前障害による障害基礎年
金の所得制限と同じです。

②老齢年金、遺族年金、労災補償な
どを受給している場合には、その
受給額分を差し引いた額が支給さ
れます。一方、この老齢年金等の
額が、特別障害給付金の支給額を
上回る場合には、特別障害給付金
は支給されません。

③経過の福祉手当を受給している場
合には、特別障害給付金が支給さ
れると経過の福祉手当は支給停止
となります。

支給期間・支払方法
特別障害給付金の支給期間は、請

り、この申告のことを「確定申告」
といいます。

所得税の確定申告が必要なのは主
に次に該当する方です。

①事業（商・農業等）を営む方
②不動産収入のあった方（農業を辞
められた後、農地や倉庫を他の事
業者へ貸して得た収入は、金額の
多少に関わらず不動産収入となり
ます。）

③土地や建物を買った方
④給与所得者で給与の年収が2千万
円を超えた方
⑤2力所以上から給与を受けている
方（年末調整でそれらの金額を合
算の上調整を受けられた方を除き
ます。）

⑥給与と公的年金の両方を受けてい
る方（年末調整は年金所得額を含
めて行うことができません。）
⑦給与や退職所得以外の所得（講師
謝礼や原稿料、生命保険の一時金
など）があり、その合計が、20万
円を超えた方

※右記⑤⑥に該当する方で所得
状況により申告が不要となる
場合があります。

このほか、給与および年金所得者
の方が医療費控除や住宅借入金等特
別控除などを申告して所得税の還付
を受ける場合も確定申告を行う必要
があります。

求した月の翌月分から支給され、支
給すべき事由が消滅した日の属する
月で終わります。

また、特別障害給付金の支払方法
は、障害基礎年金と同様に年6回の
偶数月となっています。

請求手続の注意事項
特別障害給付金は、原則として、
65歳に達する日の前日までに請求し
なければなりません。

日本年金機構では、必要な書類な
どがすべてそろわなくても請求書の
受付を行うので、まずは請求を行う
ことを勧めています。

くわしくは、
役場住民福祉課または、
小樽年金事務所お客様相談室
☎0134-6515003 まで
お問い合わせください。

1月の
小樽年金事務所出張相談日
開設日時 1月19日(木)
午前10時～午後4時

開設場所 後志労働福祉センター
（倶知安町南1条東1丁目）
予約申込受付
小樽年金事務所お客様相談室
☎0134-6515002
午前8時30分～午後5時

また、確定申告を行う必要が無く
ても町道民税の申告が必要な場合も
あります。

町道民税の申告が必要なのは、確
定申告を行っていない方のうち、平
成24年1月1日現在、京極町内に住
んでいる次の事項に該当する方です。

①給与や賃金などの所得がある方で、
勤務先から役場へ給与支払報告書
が提出されなかった方（賃金等の
支払いを受けたのに支払者から源
泉徴収票を受け取っていない方は
該当している可能性があります。）

②給与や退職所得以外の所得があり、
その合計が20万円を超えない方
③平成23年中に退職し、平成24年1
月1日までに就職していない方

④給与所得者で年末調整を受けてい
ない方や公的年金などの所得だけ
の方で、社会保険料控除、生命保
険料控除や配偶者および扶養控除
などを受けようとする方

⑤所得はないが、健康保険等の軽減
措置を受けようとする方や、所得
額0円の所得証明書を受ける必要
がある方（申告が全くない方は「未
申告者」となり、所得による判定
が必要な申請等の際に影響がある
場合があります。）

特に、④に挙げた控除を受け忘れ
たために所得税や町道民税が高く
なってしまうケースが見受けられま

（土・日・祝日を除く）
・予約受付の際には、相談者及び配
偶者氏名、基礎年金番号、電話番
号、相談内容を確認します。

国民健康保険被保険者のみなさまへ
交通事故や傷害事件などに
あつたら・・・

交通事故や傷害事件など第三者
（自分以外の人）が原因として治療
を受けることになった場合でも、国
民健康保険（国保）を使うことがで
きます。ただし、

・仕事上の病気やケガ
・犯罪行為や故意の事故
・けんかや泥酔による病気やケガ
などは、国保が使えないことがあり
ます。

早めに届出を（国民健康保険法施行
規則第32条の6に規定）
交通事故や傷害事件などで国保を
使って治療を受けるときは、必ず
「第三者行為による被害届」を役場
住民福祉課・保険医療係へ提出して
ください。「第三者行為による被害
届」は住民福祉課窓口にあります。

【※注意】
交通事故等で国民健康保険によっ
て診療を受けたにもかかわらず、届
出や何の連絡もないような場合は、

給付の制限など不利益な取り扱いを
受けることがありますので、ご注意
ください。

届出に必要なもの
・保険証・印鑑
・事故証明書（後日でも可）
示談の前に必ずご相談を

加害者から治療費を受け取ったり、
示談を済ませてしまうと、その取り
決めが優先して、国保が立て替えた
医療費を加害者に請求できないとき
があります。

その場合、あなたに返還していた
だくことがありますので、まず国保
担当係にご相談ください。

（連絡先）
後志広域連合国民健康保険課
☎0136-5518012
京極町役場住民福祉課保険医療係
☎42-2111

申告シーズン到来！
役場税務課

所得税は、個人の所得にかかる税
金で、その方が1年間で得たすべ
の所得から「所得から差し引かれる
金額」を差し引いた残りの「課税さ
れる所得金額」に税率を適用して計
算します。税額は納税者自らが計算
して申告、納税することとなっております。

高齢者とうつ病について（その2）

■先月に引き続き、高齢者とうつ病について、理解を深めましょう。

■高齢者のうつ病で注意すべきことは、認知症との区別や、認知症とうつ病の合併です。

「一日中、ボーッとしている」、「動作や反応がにぶくなった」、「理解が悪く、受け答えもはっきりしない」などということ、家族の方が認知症と疑い、医療機関に連れて行くことがあります。

■高齢者本人の症状を調べると、認知症はあったとしても軽度で、むしろうつ病による症状が主であると考えられる場合がよくあります。うつ病の治療をすると、活気を取り戻し、笑顔がみられ、動作、反応が速やかになったということもあり、今までうつ病にかかっていたそれが改善したということがわかります。しかし、うつ病になっていたとしても、認知症もかなりの症状が見られる場合も少なくありません。

■高齢者のうつ病治療は、まず主治医と相談して、うつ病と認知症の見極めを行い、その上で専門の外に受診する必要があります。



お口の健口教室開催について

1月～3月まで、全5回の口腔機能向上の教室を開催いたします。65歳以上の方であれば、どなたでも参加できます。詳細については、地域包括支援センターまでお問い合わせください。

地域包括支援センターだより

電話：42-3681（福祉センター内）
担当：阿部・増田